

池田町定員管理適正化計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年4月

池 田 町

I. 計画策定の趣旨

本町では平成23年より「定員管理適正化計画」を策定し適正な職員数の確保及び配置、人材育成の強化に取り組み、定員の適正化に努めてきました。

近年、人口減少や少子高齢化、権限移譲の進展、住民ニーズの多様化・複雑化等に伴う行政需要が拡大し、行政には的確かつ質の高い行政サービスを提供することが求められ、新たな行政課題に対しても迅速に対応することが必要となっています。

そこで今後も厳しい社会経済や財政状況が予想される中、財政運営の堅持のためには人件費の抑制が必要となるものの、職員の減少が住民サービスの低下につながらないように、適正な職員数を保ち、行政サービスの維持・向上を図ることを目的とし、新たな定員管理適正化計画を策定します。

(今までの定員適正化計画に基づく部門別職員数の推移)

区 分 部 門			対前年増減数 (人)										
			平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令1	令2	
普 通 会 計	福 祉 関 係 を 除 く 一 般 行 政	議 会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		総 務	21	19	22	24	28	30	29	31	32	30	
		税 務	9	9	9	9	9	9	9	9	9	10	
		農林水産	9	8	8	8	8	7	7	8	8	7	
		商 工	1	2	2	2	2	3	3	4	4	4	
		土 木	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
		小 計	52	50	53	55	59	61	60	64	65	63	
	福 祉 関 係	民 生	65	68	68	67	65	62	65	70	72	67	
		衛 生	10	12	12	12	14	15	16	16	15	15	
		小 計	75	80	80	79	79	77	81	86	87	82	
		一般行政部門計	127	130	133	134	138	138	141	150	152	145	
		教 育	37	36	30	30	33	31	30	29	29	31	
		消 防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	普通会計計	164	166	163	164	171	169	171	179	181	176		
公 営 企 業 等 会 計	水 道	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3		
	下 水 道	5	6	5	5	4	5	4	5	6	5		
	そ の 他	11	10	11	12	11	9	10	10	10	10		
	公営企業等会計部門計	20	20	20	21	19	18	18	18	19	18		
	総 合 計	184	186	183	185	190	187	189	197	200	194		
	対 前 年 比	▲5	2	▲3	2	5	▲3	2	8	3	▲6		
	計 画 人 数	189	189	189	189	189	189	189	189	189	189		
	対 計 画 比	▲5	▲3	▲6	▲4	1	▲2	0	8	11	5		

○類似団体別職員数との比較

比 較	池田町	類似団体
R2.4.1 現在普通会計職員数	176人	182人

※ 類似団体別職員数とは、全国の市区町村を人口と産業構造により、いくつかのグループに分類し、人口1万人当たりの数値から、その団体の定員管理の基準となる職員数を算出するものです。

※ 普通会計とは、地方公共団体の会計のうち公営企業等会計を除く一般会計等をいう。

II. 取組目標

○計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間

○目標 総職員数200名へ目標の見直し

定員適正化計画に基づく部門別職員数の目標値

対前年増減数（人）		令3	令4	令5	令6	令7
普 通 会 計	減員	11	2	3	4	5
	増員	16	2	3	4	5
	差引	5	0	0	0	0
	職員数	181	181	181	181	181
公 営 企 業 等 会 計	減員	2	0	0	0	0
	増員	3	0	0	0	0
	差引	1	0	0	0	0
	職員数	19	19	19	19	19
総 合 計		200	200	200	200	200

III. 施策

1. 適正な職員数の確保及び配置

- ①公助・互助・自助の考え方に基づき行政・民間・地域住民の役割を明確化するとともに行財政政策の総点検を実施し、事務事業の見直し、住民サービスと職員数との関わりについて、事務量との適正規模に留意しつつ、組織の見直しに伴う適正な配置を行い、効率的な執行体制を築く。
- ②部門別の職員配置を適正にするとともに職員年齢構成の是正に努める。
- ③町の職員として長年培った能力及び経験を有効に発揮するため、定年後も公務内において引き続き働く意欲と能力を有する職員については、再任用職員として活用していく。

2. 人材育成の強化

町民ニーズの多様化・高度化に対応できるよう、職員資質の一層の向上を図る必要があることから、「人材育成基本方針」・「職員研修計画」を策定し、専門的知識の習得、人事交流等を積極的に進め、職員ひとりひとりが効率よく職務を遂行できるよう積極的に研修に参加し、人材育成をすすめ、更なる能力の向上を目指します。

3. 計画の推進

この計画の推進にあたっては、毎年度定期的に進捗状況を公表するとともに、必要に応じ見直しをしていきます。